

改正後					現行				
別 紙									
土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用について									
第 1 章 一般共通									
第 1 [略]									
第 2 据付工事原価									
1 直接工事費									
1－1 輸送費									
1) [略]									
2) 修繕工事の輸送費は、表－1・2・1 による。									
表－1・2・1 修繕工事輸送費									
この輸送費算定式の適用範囲は、100＜x×Dとする。									
区 分			輸 送 費 [円]		「x」の定義				
河川・水路用 水門設備	小形水門	プレートガーダ構造 ローラゲート	(100＜x×D＜1,500)の場合 y=83.9x×D+51,000		対象設備質量 (t) (適用範囲：100 ＜x×D)				
		プレートガーダ構造 スライドゲート							
	中・大形 水門	プレートガーダ構造 ローラゲート	(x×D≥1,500)の場合 y=37.8x×D+116,000						
		プレートガーダ構造角落しゲ ート							
	起伏堰	シェル構造ローラゲート							
		ゴム引布製起伏ゲート設備	投影面積 10 [m²/門] 以上は 「中・大形水門、堰」、 10[m²/門]未満は「小形水 門」に準ずる。						
起伏ゲート									
ダム用水門設備	放流設備	三方水密ラジアルゲート	y =44.8x×D+116,000						
		四方水密ラジアルゲート							
	制水設備	四方水密ローラゲート							
		四方水密スライドゲート							
	放流管	大容量放流管							
		〃 (整流板のみ)							
		小容量放流管							
	取水設備	直線多段ゲート							
		円形多段ゲート							
	小容量放流設備用ゲート・バルブ								
用排水ポンプ 設備	固定機場		y=50.7x×D+104,000						
	水中ポンプ(φ400 以上)		y=84.6x×D+103,000						
	水中ポンプ(φ400 未満)		y=84.6x×D+103,000						

別 紙									
土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用について									
第 1 章 一般共通									
第 1 [略]									
第 2 据付工事原価									
1 直接工事費									
1－1 輸送費									
1) [略]									
2) 修繕工事の輸送費は、表－1・2・1 による。									
表－1・2・1 修繕工事輸送費									
この輸送費算定式の適用範囲は、100＜x×Dとする。									
区 分			輸 送 費 [円]		「x」の定義				
河川・水路用 水門設備	小形水門	プレートガーダ構造 ローラゲート	(100＜x×D＜1,500)の場合 y=83.9x×D+51,000		対象設備質量 (t) (適用範囲：100 ＜x×D)				
		プレートガーダ構造 スライドゲート							
	中・大形 水門	プレートガーダ構造 ローラゲート	(x×D≥1,500)の場合 y=37.8x×D+116,000						
		プレートガーダ構造角落しゲ ート							
	起伏堰	シェル構造ローラゲート							
		ゴム引布製起伏ゲート設備	投影面積 10 [m²/門] 以上は 「中・大形水門、堰」、 10[m²/門]未満は「小形水 門」に準ずる。						
起伏ゲート									
ダム用水門設備	放流設備	三方水密ラジアルゲート	y =44.8x×D+116,000						
		四方水密ラジアルゲート							
	制水設備	四方水密ローラゲート							
		四方水密スライドゲート							
	放流管	大容量放流管							
		〃 (整流板のみ)							
		小容量放流管							
	取水設備	直線多段ゲート							
		円形多段ゲート							
	小容量放流設備用ゲート・バルブ								
用排水ポンプ 設備	固定機場		y=50.7x×D+104,000						
	水中ポンプ(φ400 以上)		y=84.6x×D+103,000						
	水中ポンプ(φ400 未満)		y=84.6x×D+103,000						

改正後

除塵設備		y =52.0 x × D +145,000	
ダム管理設備	昇降設備（エレベーター）	－	
	流木止設備	y =52.9 x × D +199,000	
	係船設備		
鋼製付属設備		y =33.6 x × D +46,000	

(注) 1. ～ 4. [略]

5. 修繕工事で全面取替の工事の場合、「処分場までの輸送」は表－1・2・1 及び表－1・2・2 修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては新設工事輸送費にて算出を行うものとする。

6. ・7. [略]

表－1・2・2 修繕工事輸送費

この輸送費算定式の適用範囲は、0< x × D ≤100 とする。

区 分	輸 送 費 [円]	「x」の 定 義
全工種（0< x × D ≤100 の場合）	y =693 x × D +11,352	対象設備質量（t） (適用範囲：0< x × D ≤100)

(注) 1. ・2. [略]

3. 修繕工事で全面取替の工事の場合、「処分場までの輸送」は表－1・2・1 及び表－1・2・2 修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては新設工事輸送費にて算出を行うものとする。

4. [略]

1－2 [略]

1－3 労務費

1) 施設機械設備据付工の定義

現場において施設機械設備の据付に従事する者で、施設機械設備の現場据付について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労働者。

なお、現場代理人若しくは主任技術者（監理技術者）としての業務を行う労働者、補助的作業及び配管・配線等に従事する現地採用の労働者、塗装に従事する労働者は除く。

(1)～(11) [略]

2) 据付材料費の算出に使用する対象労務費は、補正前（積雪寒冷地補正（豪雪地帯対策特別措置法「昭和 37 年法律第 73 号」第 2 条第 1）、夜間割増等）の労務費とする。

2 間接工事費

2－1 共通仮設費

1) 施設機械設備に付帯する鋼製付属設備を単独発注する場合の共通仮設費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。

2) [略]

2－2 現場管理費

1) 施設機械設備に付帯する鋼製付属設備を単独発注する場合の現場管理費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする

2) [略]

2－3 据付間接費

塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。

第 3 設計技術費 [略]

現行

除塵設備		y =52.0 x × D +145,000	
ダム管理設備	昇降設備（エレベーター）	－	
	流木止設備	y =52.9 x × D +199,000	
	係船設備		
鋼製付属設備		y =33.6 x × D +46,000	

(注) 1. ～4. [略]

5. 修繕工事で全面取替の工事の場合、撤去は表－1・2・1 及び表－1・2・2 修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては新設工事輸送費にて算出を行うものとする。

6. ・7. [略]

表－1・2・2 修繕工事輸送費

この輸送費算定式の適用範囲は、0< x × D ≤100 とする。

区 分	輸 送 費 [円]	「x」の 定 義
全工種（0< x × D ≤100 の場合）	y =693 x × D +11,352	対象設備質量（t） (適用範囲：0< x × D ≤100)

(注) 1. ・2. [略]

3. 修繕工事で全面取替の工事の場合、撤去は表－1・2・1 及び表－1・2・2 修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては新設工事輸送費にて算出を行うものとする。

4. [略]

1－2 [略]

1－3 労務費

1) 施設機械設備据付工の定義

機械設備の据付について相当程度の技能を有し、設備の据付、調整等について従事する主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労働者。

なお、現場代理人若しくは主任技術者（監理技術者）としての業務を行う労働者、補助的作業及び配管・配線等に従事する現地採用の労働者、塗装に従事する労働者は除く。

(1)～(11) [略]

2) 据付材料費の算出に使用する対象労務費は、積雪寒冷地補正（豪雪地帯対策特別措置法「昭和 37 年法律第 73 号」第 2 条第 1）等を行わない労務費とする

2 間接工事費

2－1 共通仮設費

1) 施設機械設備に付帯する鋼製付属設備を単独発注する場合の共通仮設費率は、原則として主体となる工種区分を適用するものとする。

2) [略]

2－2 現場管理費

1) 施設機械設備に付帯する鋼製付属設備を単独発注する場合の現場管理費率は、原則として主体となる工種区分を適用するものとする

2) [略]

[新設]

第 3 設計技術費 [略]

改正後	現行												
第 4 一般管理費等 1 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正及び機器単体費補正までを行った値に、表-1・4・1の補正値を加算したものを一般管理費等とする。 表-1・4・1 契約保証に係る補正（一般管理費等率） <table><tr><th>保 証 の 方 法</th><th>補正値(%)</th></tr><tr><td>ケースー1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。 (工事請負契約書第4条を採用する場合)</td><td>0.04</td></tr><tr><td>ケースー2：ケース1以外の場合</td><td>補正しない</td></tr></table> (注) 1. ケースー2の具体的例は以下のとおりとする。 ① [略] [削る。] ② 契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合、契約保証費は積算では計上しないものとする。 2. [略] 第 5 端数処理 1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は、1円までとし、1円未満を四捨五入する。 2)～8) [略] なお、落札率は、小数点以下第7位を切り捨てし6位止めする。 第 6 その他 1・2 [略] 3 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整 3ー1 [略] 3ー2 現場管理費 [略] 3ー3 設計技術費 設計技術費の積算に当たっても3ー1共通仮設費と同じ扱いとする。 なお、旧基準で積算した工事の設計技術費対象額は、改定基準による設計技術費対象費目により、算出するものとする。 3ー4 一般管理費等	保 証 の 方 法	補正値(%)	ケースー1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04	ケースー2：ケース1以外の場合	補正しない	第 4 一般管理費等 1 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正及び機器単体費補正までを行った値に、表-1・4・1の補正値を加算したものを一般管理費等とする。 表-1・4・1 契約保証に係る補正（一般管理費等率） <table><tr><th>保 証 の 方 法</th><th>補正値(%)</th></tr><tr><td>ケースー1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。 (工事請負契約書第4条を採用する場合) ただし、特定建設工事共同企業体工事は除く。</td><td>0.04</td></tr><tr><td>ケースー2：ケース1以外の場合</td><td>補正しない</td></tr></table> (注) 1. ケースー2の具体的例は以下のとおりとする。 ① [略] ② 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合 ③ 契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合、契約保証費は積算では計上しないものとする。 2. [略] 第 5 端数処理 1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は、1円までとし、1円以下を四捨五入する。 2)～8) [略] 第 6 その他 1・2 [略] 3 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整 3ー1 [略] 3ー2 現場間接費 [略] 3ー3 設計技術費 設計技術費の積算に当たっても3ー1共通仮設費と同じ扱いとする。 3ー4 一般管理費等	保 証 の 方 法	補正値(%)	ケースー1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。 (工事請負契約書第4条を採用する場合) ただし、特定建設工事共同企業体工事は除く。	0.04	ケースー2：ケース1以外の場合	補正しない
保 証 の 方 法	補正値(%)												
ケースー1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04												
ケースー2：ケース1以外の場合	補正しない												
保 証 の 方 法	補正値(%)												
ケースー1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。 (工事請負契約書第4条を採用する場合) ただし、特定建設工事共同企業体工事は除く。	0.04												
ケースー2：ケース1以外の場合	補正しない												

改正後

$$A \leq D \times \alpha_1 \times \sigma_1 \times \gamma_1 - B \times \alpha_2 \times \sigma_2 \times \gamma_2 + C \times \beta$$

A：当該追加工事の一般管理費等

B：旧基準で積算した工事の工事原価

C：当該追加工事の調整後の工事原価

D：合算工事の工事原価

α_1 ：Dに相当する改正基準による一般管理費等率

α_2 ：Bに相当する改正基準による一般管理費等率

β ：追加工事の契約保証にかかる一般管理費等補正值

γ_1 ：Dの機器単体費補正係数

γ_2 ：Bの機器単体費補正係数

σ_1 ：当該追加工事の前払金支出割合による補正係数

旧基準で積算した工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合はBとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数

σ_2 ：旧基準で積算した工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

4

〔略〕

第2章 用排水ポンプ設備

第1・第2

〔略〕

第3 直接工事費

1

〔略〕

2

材料費

2-1

ポンプ設備据付材料費

1)・2)

〔略〕

3) 電気配線配管材料費

〔略〕

表-2・3・1

電気配線配管材料費率

(%)

原動機種別	ポンプ形式	電気配線配管材料費率
電動機	横軸渦巻ポンプ(両吸込・片吸込)	40
	横軸軸流・斜流ポンプ	26
	立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)	23
	立軸渦巻ポンプ(斜流)・水中ポンプ(固定・着脱)	
ディーゼルエンジン	横軸軸流・斜流ポンプ・横軸渦巻ポンプ(両吸込・片吸込)	11
	立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)	7
ガスタービンエンジン	立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)	7

(注) 1. ～ 3. 〔略〕

4. ポンプ設備の受電電圧は、高圧受電を標準としているので、低圧受電の場合は電気配線配管材料費率に表-2・3・2の値を乗じる。

現行

$$A \leq D \times \alpha_1 \times \sigma_1 - B \times \alpha_2 \times \sigma_2 + C \times \beta$$

A：当該追加工事の一般管理費等

B：旧基準で積算した工事の工事原価

C：当該追加工事の調整後の工事原価

D：合算工事の工事原価

α_1 ：Dに相当する改正基準による一般管理費等率

α_2 ：Bに相当する改正基準による一般管理費等率

β ：追加工事の契約保証にかかる一般管理費等補正值

σ_1 ：当該追加工事の前払い金支出割合による補正係数

σ_2 ：旧基準で積算した工事の前払い金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点第3位を四捨五入して2位止めとする。

旧基準で積算した工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合はBとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数

4

〔略〕

第2章 用排水ポンプ設備

第1・第2

〔略〕

第3 直接工事費

1

〔略〕

2

材料費

2-1

ポンプ設備据付材料費

1)・2)

〔略〕

3) 電気配線配管材料費

〔略〕

表-2・3・1

電気配線配管材料費率

(%)

原動機種別	ポンプ形式	電気配線配管材料費率
電動機	横軸渦巻ポンプ(両吸込・片吸込)	40
	横軸軸流・斜流ポンプ	26
	立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)	23
	立軸渦巻ポンプ(斜流)・水中ポンプ(固定・着脱)	
ディーゼルエンジン	横軸軸流・斜流ポンプ・横軸渦巻ポンプ(両吸込・片吸込)	11
	立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)	7
ガスタービンエンジン	立軸軸流・斜流ポンプ(一床・二床式)	7

(注) 1. ～3. 〔略〕

4. ポンプ設備の受電電圧は、高圧受電を標準としているので、低圧受電の場合は電気配線配管材料費率に表-2・3・2の値を乗じる。

改正後	現行														
表－2・3・2 低圧受電の補正係数 <table><tr><td>原動機種別</td><td>低圧受電の補正<u>率（％）</u></td></tr><tr><td>電動機</td><td>50</td></tr><tr><td>ディーゼルエンジン</td><td rowspan="2">48</td></tr><tr><td>ガスタービンエンジン</td></tr></table> 2－2 〔略〕 3・4 〔略〕 第4 〔略〕 第3章 水門設備 第1 河川・水路用水門設備 1 〔略〕 2 直接工事費 2－1・2－2 〔略〕 2－3 直接経費〔小形水門〕 1)・2) 〔略〕 3) <u>二次コンクリート及び型枠費</u> <u>二次コンクリート及び型枠費の材料費、標準工数について、標準歩掛によるほか、「施工単価パッケージ型積算基準（土木工事）」により積上げ計上してもよい。</u> 第2 〔略〕 第3 ゴム引布製起伏ゲート設備 1 直接製作費 1－1 機器単体費 ゴム引布製起伏ゲート設備は、構成する機器等がそれぞれ関連して一体となって機能すること<u>を考慮し、決定</u>する。 <u>2 直接工事費</u> <u>2－1 輸送費</u> <u>袋体投影面積の算出方法は下記のとおりである。</u> <u>袋体投影面積＝1/2× {堰頂長(m)＋堰底長(m)} ×有効高(m)</u>	原動機種別	低圧受電の補正 <u>率（％）</u>	電動機	50	ディーゼルエンジン	48	ガスタービンエンジン	表－2・3・2 低圧受電の補正係数 <table><tr><td>原動機種別</td><td>低圧受電の補正<u>係数</u></td></tr><tr><td>電動機</td><td>50</td></tr><tr><td>ディーゼルエンジン</td><td rowspan="2">48</td></tr><tr><td>ガスタービンエンジン</td></tr></table> 2－2 〔略〕 3・4 〔略〕 第4 〔略〕 第3章 水門設備 第1 河川・水路用水門設備 1 〔略〕 2 直接工事費 2－1・2－2 〔略〕 2－3 直接経費〔小形水門〕 1)・2) 〔略〕 <u>〔新設〕</u> 第2 〔略〕 第3 ゴム引布製起伏ゲート設備 1 直接製作費 1－1 機器単体費 ゴム引布製起伏ゲート設備は、構成する機器等がそれぞれ関連して一体となって機能すること<u>から、直接製作費の総価が最も安価となる社のものを採用</u>する。	原動機種別	低圧受電の補正 <u>係数</u>	電動機	50	ディーゼルエンジン	48	ガスタービンエンジン
原動機種別	低圧受電の補正 <u>率（％）</u>														
電動機	50														
ディーゼルエンジン	48														
ガスタービンエンジン															
原動機種別	低圧受電の補正 <u>係数</u>														
電動機	50														
ディーゼルエンジン	48														
ガスタービンエンジン															

[illegible]

改正後

C エポキシ・ポリウレタン樹脂系	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
D エポキシ・ふっ素樹脂系	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
E 変性エポキシ樹脂系	工場・現場	1. 工場素地調整	[略]					[略]	[略]	[略]
		プライマー処理	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		(現場素地調整)	[略]					[略]	[略]	
		プライマー処理	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		2. 下塗り (1)	変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		3. 下塗り (2)	変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		4. 上塗り	変性エポキシ樹脂塗料 (水中部用)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	計		[略]	[略]						
G フタル酸樹脂系	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
I エポキシ樹脂系 (ガラスフレーク)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) 1. ～5. [略]

6. 上記表に示す工数のうち、プライマー処理及びエアレススプレー塗りについては施工面積が 60 ㎡以上の場合に適用する。なお、プライマー処理及びエアレススプレー塗りで施工面積が 60 ㎡未満の場合の工数は、「土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）第 7 章 塗装 第 2 工場塗装 表－7・2・5 または第 3 現場塗装 表－7・3・2」に基づき別途算定すること。

現行

C エポキシ・ポリウレタン樹脂系	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
D エポキシ・ふっ素樹脂系	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
E 変性エポキシ樹脂系	工場・現場	1. 工場素地調整	[略]					[略]	[略]	[略]
		プライマー処理	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		(現場素地調整)	[略]					[略]	[略]	
		プライマー処理	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		2. 下塗り (1)	変性エポキシ樹脂塗料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		3. 下塗り (2)	変性エポキシ樹脂塗料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		4. 上塗り	変性エポキシ樹脂塗料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	計		[略]	[略]						
G フタル酸樹脂系	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
I エポキシ樹脂系 (ガラスフレーク)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) 1. ～5. [略]

[新設]

改正後	現行
1－2～1－4　[略] 2・3　[略]	1－2～1－4　[略] 2・3　[略]